

職員が新型コロナウイルスに感染した場合の基本的対応について

職員が感染した場合は、当面以下のとおり対応する。

(1) 感染した職員本人の入院

感染した職員本人は、保健所からの入院勧告を受けて入院する。(病気休暇)

(2) 濃厚接触者の特定、消毒場所の確定

職員の所属する職場は、保健所及び職員本人から感染連絡を受け、保健所の指示のもと、職員、市民等の濃厚接触者の特定、消毒場所の確定に積極的に協力する。

(3) 濃厚接触者の出勤停止

濃厚接触者については出勤停止(職務免除)とし、保健所が健康観察を行う。

※参考：東京都職員の場合は健康観察期間を14日間としている。

(4) 消毒実施

消毒場所の確定後、消毒作業を専門業者に依頼して実施する。実施の際には一時的に業務休止の可能性がある。

(5) 情報公開

感染情報は東京都が公表することとなっているが、職員が感染した際の市としての情報公開については都と連携を図りながら検討する。

(6) 業務継続の体制の構築

- ① 感染した職員の所属する部署は、所属長の判断のもと、継続しなければならない業務を精査すること。
- ② 業務執行場所について必要があれば変更を検討する。
- ③ 必ず継続しなければならない事務を遂行するための人員が不足する場合は、人事課に相談し、人事課で代替職員の臨時的な配置を行う。

(7) その他

感染が拡大した場合には「武蔵野市新型インフルエンザ等対策行動計画」(平成27年3月)を参考に対応を検討する。